

村岡典嗣「日本国民性ノ精神史的研究」執筆の背景

本 村 昌 文

はじめに

村岡典嗣(1884年～1946年)は日本思想史学の創始者の一人として知られる。大正13年(1924)4月25日に東北帝国大学法文学部教授に着任、文化史学第1講座担任となり、昭和21年3月に退官するまで著書・論文の刊行・発表はもとより、講義・講演、各地への資料調査など、日本思想史研究に大きな足跡を残した。

本稿で取り上げる村岡の「日本国民性ノ精神史的研究」は、現在『村岡典嗣著作集』第5巻(創文社、1962年、以下『村岡典嗣著作集』は『著作集』と略す)に収録されている。本資料について、『著作集』第5巻の「後記」では、以下のように述べられている。

「日本国民性の精神史的研究」は薄手の大形ノート二冊が使われており、第一冊のはじめの頁には

日本国民性ノ精神史的研究

昭和廿年四月八日起稿

(東北帝国大学法文学部ノ講義ニモ用キル)

とあり、また第二冊の最後には、本書七二頁にも載録したように

昭和廿年七月十五日東北北海道地区ニ於ケル空襲警報ノ頻々タルラヂオヲキ、ツツ稿シ了ル

仙台市弓ノ町ノ自宅ニテ 村岡典嗣

と書かれており、この講義原稿作成の時を知ることができる。即ち時まさに戦争最末期に属する頃であり、筆講の了つた七月十五日は仙台市が大空襲を受けた七月九日の直後に当るわけである。「東北帝国大学法文学部ノ講義ニモ」とあるのは、これが東京文理科大学の講義と共通であつたことを示すものである。当時国内の疲弊はその極に達しており、各大学とも多くの学生が出征または学徒動員のため学校を去り、残された数少ない学生達のために、この講義が続けられたわけである。七月九日の仙台空襲では東北帝国大学もその災禍に遭い、法文学部はその木造教室の大部分を焼失し、しばらくの間は殆ど講義を中止せざるを得ぬような状態であつた。そうした中においてこの講義草稿は成立したのであるが、先生がこの講義をここで完結させているのも、何かの意味があるように考えられる。〔中略〕十月に入つてからの先生の講義は「明治維新の思想史的意義」(本著作集第四巻。『日本思想史概説』所収)であつた。大戦の終了を以て、はじめて明治維新が客観的研究の範囲に入ることとなつたとし、先生として未だ行われたことのない近代思想史の講義を企てられたのであるが、不幸翌年一月病の床につかれ、再起を口にされつつ、ふたたび講壇には帰られなかつたのである。従つて明治維新に関する講義は序説と第一章のはじめを以て絶筆となり、この「国民性」の研究が、先生の最後のまとまつた講義として残されることになつたわけである。⁽¹⁾

ここでは、①村岡の執筆した「日本国民性ノ精神史的研究」とは、東北帝国大学と東京文理科大学の講義に用いられた講義ノートであること、②昭和20年(1945)10月から開始された「明治維新の思想史的意義」という講義ノートが途中で終わっていることから、本ノートが村岡の最後のまとまった講義ノートであること、と指摘されている。

確かにノートのはじめの頁に「東北帝国大学法文学部ノ講義ニモ用キル」とあることから、東北帝国大学法文学部の講義に使用されたことは首肯できる。しかし、「東北帝国大学法文学部ノ講義ニモ」という箇所、東京文理科大学との共通の講義であるという意がこめられていたかどうかは疑問の残るところである。村岡の講義ノートを一瞥すると、同じノートが異なる大学の講義で使用されている場合、大学名を併記するのが通例である⁽²⁾。もちろん本ノートが例外という可能性もあるが、違和感が残ることは否めない。「東北帝国大学法文学部ノ講義ニモ用キル」の意味するところは、『著作集』第5巻「後記」で指摘されている東北帝国大学法文学部と東京文理科大学での講義に使用するという解釈だけでなく、そもそも講義とは別の目的のためにこのノートは作成され、それを東北帝国大学法文学部の講義にも使用するという意味である可能性も存する。

日本の国民性や日本精神を探究する営みは、国体思想史や神道史をはじめ、村岡の講義において中心的課題の一つであった。「日本国民性ノ精神史的研究」の内容も、同じ『著作集』第5巻に収録されている「国体思想の淵源とその発展」(昭和13年度・昭和15年度の講義ノートを編集)、「近世に於ける国体思想の発展」(昭和16年度～昭和18年度の講義ノートを編集)と重なるところも多く、村岡の国体思想に関する研究の一環として捉えることもできるだろう。

しかし、村岡の講義題目に幾度となく「国体思想史」「国体思想」という語が使用されるのに対し、「日本国民性ノ精神史的研究」というタイトルは昭和20年4月から執筆されたノートのみで使用されている。国体思想に関する講義ノートと内容的に深い関わりを持ちながらも、村岡はなぜ昭和20年4月から起筆したノートに「日本国民性ノ精神史的研究」というタイトルを付したのであろうか。

これまでの村岡典嗣研究は、彼の提唱した方法論や日本思想史研究の中身に立ち入った検討が中心であった⁽³⁾。また、こうした研究の基礎となる伝記研究や参照書籍に関する研究も進められている⁽⁴⁾。以上の研究を深化させていくとともに、東北帝国大学法文学部の研究環境や管理運営をはじめとする村岡の置かれた状況と彼の学問形成との関わりについては、これからさらに検討を進めていく必要がある。村岡自身の主張に即した研究と併行して、村岡を取り巻く様々な状況を明らかにしていくことによって、村岡の発言のもつ意味がより明確になっていくはずである。また村岡の置かれた様々な状況に光をあてることは、東北帝国大学法文学部の歴史の一端を明らかにすることにもなる⁽⁵⁾。

本稿は、昭和20年4月から執筆されたノートの「日本国民性ノ精神史的研究」というタイトルに注目し、昭和19年から昭和20年にかけて村岡を取り巻いていた研究状況の一端を明らかにし、村岡の日本思想史研究を新たな角度から捉える足がかりを得たいと考えている。

1、「人文科学研究費」と東北帝国大学

村岡の作成した「日本国民性ノ精神史的研究」というノートの持つ意味を検討するために、

迂遠ながら昭和18年(1943)に実現した学術研究会議の改組とそれに伴う研究体制の創出について概観しておきたい⁽⁶⁾。

学術研究会議とは、大正9年(1920)8月25日に設立された文部省所管の学術団体である。「学術研究会議官制」第1条に、「科学及其ノ応用ニ関シ内外ニ於ケル研究ノ連絡及統一ヲ図リ其ノ研究ヲ促進奨励スル」とあるように⁽⁷⁾、国内外における学術的な交流と統括を目的とした団体であった。しかし、設立当初は実質的には国際的な学術交流の事業を中心に担う機関として機能していた。

その後、昭和12年(1937)の日中戦争の勃発、昭和16年の太平洋戦争の開戦、昭和17年の技術院の設立などを契機として、学術研究会議は国内の諸研究を「連絡」・「統一」する機関へと再編・整備されていった。なかでも技術院の設立後に設置された科学技術審議会第一部会の答申(昭和18年8月18日)、「科学研究ノ緊急整備方策要綱」(同年8月20日)の閣議決定により、学術研究会議を中心とした新たな科学動員の構想が提示されることとなった。「科学研究ノ緊急整備方策要綱」の冒頭には、以下のような「方針」が記されている。

科学技術ノ動員ニ関スル総合的根柢方策ノ一環トシテ、大学其ノ他科学研究機関ニ於ケル科学ニ関スル学理研究力ヲ戦争ノ現段階ニ於テ、最高度ニ集中發揮セシメ、科学ノ飛躍的向上ヲ図リ、戦力ノ急速増強ニ資スル為、之ガ体制ヲ速カニ整備ス⁽⁸⁾

以上のような方針に基づいて、学術研究会議は「大学其ノ他科学研究機関ノ科学ニ関スル学理研究力ヲ最高度ニ集中發揮セシム」⁽⁹⁾る機関として位置づけられることとなった。

同時に、この構想は各帝国大学にも影響を与えることとなった。「科学研究ノ緊急整備方策要綱」の閣議決定後、8月25日・26日に文部省官邸において帝国大学総長会議が開催され、政府・文部省の方針が各帝国大学に伝えられた。この方針は、東北帝国大学においては9月2日の評議会で報告された。『評議会議事録』には、帝国大学総長会議において文部大臣が行った「科学研究ノ緊急整備方策要綱」に関する説明がまとめられている。その中で、文部大臣より「大学側デモ之ニ対応スル科学動員ノ委員会ヲ作ツテ貫ヒタイ。研究者ノ間ノ総合連絡ノタメニモ委員会ガ要ル、ソノ構想ハ大学ニ委セル」⁽¹⁰⁾と話があったことが記されている。評議会ではこの文部大臣の話を受けて、「東北帝国大学科学研究協議会規程」が審議された⁽¹¹⁾。本規程は9月2日施行、その第1条に「本会ハ戦時ニ際シ科学ノ総力ヲ結集發揮スル為、本学ニ於ケル研究ノ総合促進ヲ図ルヲ目的トス」と定められ、総長が会長となり、協議員は各学部長・各研究所長・「総長ニ於テ適任ト認メタル者」とされた⁽¹²⁾。

「科学研究ノ緊急整備方策要綱」の閣議決定後に、各帝国大学で科学動員に資する組織が整備されていく一方で⁽¹³⁾、学術研究会議も11月25日付の官制改正によって改組され、文部省の科学動員を実施していくための機関として生まれ変わることとなった。この改正とともに、新しい学術研究会議会則が定められた。この新たな会則によって、従来の4つの学術部(理学、工学、医学、生物学・農学)に加え、第5部(法律学・政治学)、第6部(哲学・史学・文学)、第7部(経済学)という人文科学系の学術部が創設されることとなったのである。

以上のような学術研究会議の改組を経て、文部省の科学動員体制が整備されていき、従来の科学研究費とは異なり、研究班を組織して共同研究を遂行する体制が創出されることとなった。その出発点は、12月6日の科学研究動員委員会で自然科学を対象に、「緊急科学研究費」とし

て104の重要研究課題が選定され、研究班が組織されたことにある。ここで選定された重要研究課題は、12月17日付で文部省科学局長より東北帝国大学総長宛に「科学研究動員下ニ於ケル重要研究ニ関スル件」として通達された⁽¹⁴⁾。

学術研究会議が主導する自然科学に対する共同研究体制が確立されていく一方で、人文科学に対してはどのような対応がなされたのであろうか。学術研究会議が主導した人文科学研究分野の共同研究の全体像について、本稿では詳述する準備はないが、東北帝国大学法文学部が担当することとなった研究について紹介することとしたい。

『河北新報』（昭和19年2月3日）に、「与へられた決戦課題 世界の民族を解剖 東北帝大法文学部 総動員で研究着手」という見出しの記事がある。そこでは、以下のように記されている。

東北帝大法文学部が世界各国の民族性の比較研究に着手する一全国の官公私立大学、研究所等を動員して決戦下の学術研究、特に南方に関する諸問題につき理化学、工学、医学、生物学、農学等自然科学分野から総合研究の推進指導に当つてゐる文部省学術研究会議では、今年から人文科学の研究も取入れることになり、最初の事業として世界の各民族性の比較研究を開始することを決定、協議の結果、研究担当を東北帝国大学に委嘱して来た。

ここに引用した記事の趣旨は、学術研究会議が人文科学研究分野においても総合的な研究を開始することとなり、東北帝国大学法文学部に「世界の各民族性の比較研究」という課題を委嘱してきたということである。

この記事で述べられている「人文科学の研究」と関わる資料と推測される『科学研究手当関係書類』という簿冊が、東北大学史料館に残されている。この簿冊の中に、昭和19年（1944）3月13日に起案された法文学部長宛の「人文科学研究費ニ依ル研究特別手当支給ニ関スル件」という書類がある⁽¹⁵⁾。ここに記された内容は、「人文科学研究費」による特別手当支給に関する内規が決定されたということである。この書類の後に「人文科学研究ニ依ル研究特別手当支給内規」、「人文科学研究要項」という書類が綴じられている。このうち「人文科学研究要項」は、「人文科学研究費」の内容を記した書類である。以下、引用が長くなるが、その全文を挙げておきたい。

人文科学研究要項

- 一、本研究ハ時局下緊急遂行ヲ要スル重要研究課題トシテ、貴学（校、所）ニ於テ担当スルコトニ決定シタルモノナリ
- 二、本研究実施ニ当リテハ、貴学（校、所）ノ全研究力ヲ綜合發揮シテ、成果ノ急速発揚ニ努ムルモノトス
- 三、全国的共同研究課題ニ在リテハ、研究班長ヲ中心トシテ各担当者間ノ連絡ノ密ニシ、研究協力ノ実ヲ挙グル様努ムベキモノトス
- 四、本題目ニ対スル貴学（校、所）内ノ研究組織ハ、別紙様式（一）ニ依リ三月十五日迄ニ文部省ニ報告スルコト、其ノ変更アリタル場合ハ其都度報告スルコト
- 五、研究終了シタルトキハ、速ニ其ノ研究全業績ヲ纏メ（文部省 人文科学研究報告書）トシテ文部省ニ提出スルコト
- 六、今後研究費ノ配当ノ有無ニ不拘、本研究終了ニ至ル迄ハ、毎年ノ研究経過報告書ヲ別

紙様式ノ（二）ニ依リ、翌年四月十五日迄ニ文部省ニ提出スルコト

- 七、研究担当者退職其ノ他ノ事由ニ依リ研究ノ継続不可能トナリタルトキハ、直チニ其ノ理由ヲ詳具シ文部省ノ指揮ヲ承クルコト、全国的共同研究担当者ナル場合ハ其ノ班長トモ連絡スルコト
- 八、研究事項ノ発表ハ秘密事項ノ外文部省ノ許可ヲ要セザルモ、其ノ際ハ文部省人文科学研究費ニ依ル研究ナルコトヲ明ニスルコト、又之ヲ刊行シタルトキハ右刊行物一部ヲ文部省科学局研究動員課宛送付スルコト
- 九、研究従事者ハ其研究ニ関シ知得シタル秘密ヲ厳守スルハ勿論、研究報告ニ関シテモ防牒上遺憾ナキヲ期スルコト
- 一〇、研究費ハ直接当該研究ニ不可欠ノ経費ニノミ使用スルコト
- 一一、当該研究機関経費支弁ノ助手、副手其他研究補助者ニシテ研究担当者ノ下ニ専心、其ノ研究業務ニ従事スル者ニ対シ特ニ必要アル場合、当該題目配当研究費ヨリ研究特別手当ヲ支給スルハ差支ナキモ、此種ノ経費ハ極力小額ニ止ムルコト
- 一二、当該研究遂行上、特ニ必要アル場合、新ニ研究補助員ヲ採用スルハ差支ナキモ、其手当ハ職務ノ繁閑等ニ依リ月額百円ヲ限度トスルコト
- 一三、研究主要員ヲ傭入レル必要アル場合及前二項ニ依リ難キ特別ノ事情アル場合ハ、詳細事由ヲ具シ文部省ニ協議スルコト
- 一四、研究費ハ翌年度ニ亘リ繰越使用セザルコト
- 一五、一研究期間内ニ配当セラレタル各項目研究費間ノ経費ノ流用ハ支出官ニ於テ実施シ文部大臣ニ報告スルコト、但シ全国的共同研究題目ニ在リテハ当該研究班長ノ承認ヲ要スルモノトス。全国的共同研究小題目間ノ配当予算ノ増減ニシテ支払予算ヲ増減スルノ必要アル場合ハ、当該研究班長ハ関係支出官ト連絡ノ上理由ヲ具シ文部大臣ニ申請スルモノトス
- 一六、科学研究費ニ対スル会計報告書ヲ別紙様式（三）ニ依リ翌年五月十日迄ニ文部省ニ提出スルコト⁽¹⁶⁾

第1条によれば、ここでいう「人文科学研究」とは、「時局下」において緊急に実施すべき重要な研究課題として、各大学や研究所等で担当することが決定されたものである。第2条と第3条では、研究の実施は各大学や研究所等で全精力を傾けるとともに、「全国的共同研究課題」については、研究班長を中心に研究担当者同士で連絡・協力し成果を挙げることが求められている。すなわち、大学内外での共同研究を行うということである。第4条では研究組織を3月15日までに文部省に報告することが記されている。そのほか、研究成果をまとめた報告書の作成と提出、研究事項の発表に際する注意、研究費の使用に関する注意事項などがまとめられている。

ここで先に述べた自然科学を対象とした「緊急科学研究費」に関する要項をみてみよう。「緊急科学研究費」の要項は全20条で、「人文科学研究要項」よりも条文が4つ多い。以下、「緊急科学研究費」の要項のみにある条文を引用しておこう。

- 四、全国的共同研究担当者ハ別紙ノ通りナルモ、貴学内ニ於ケル協力組織編成ト右以外ニ担当者ヲ加ヘ又ハ変更スルノ必要アル場合ハ、当該研究班長ト協議セルモノトス

六、研究機関長又ハ研究動員委員会ハ常ニ研究者ト密接ナル連絡ヲ保チ、研究途中ノ着想又ハ一部ノ成果ニシテ戦力増強上価値アリト認メラルモノハ、学術研究会議内科学動員委員会常任委員ト連絡シ、又ハ直接軍其ノ他ノ関係方面ト連絡シテ極力之カ実用化ヲ図ルコト。右ノ場合其ノ概要ヲ文部省ニ報告スルコト

一〇、研究事項ニ関シ特許権等ノ問題ヲ生ジタルトキハ、予メ文部省ニ協議スルコト

一九、爾今報告照会等ノ場合ノ研究大題目ハ頭書ノ番号ヲ以テスルコト

二〇、本研究費ハ緊急科学研究費ナルニ依リ、従前ノ科学研究費ト区別シテ決算スルコト⁽¹⁷⁾

第4条は全国的な共同研究において学内の研究担当者や組織に変更を加える場合の手続き、第6条は研究機関長と研究動員委員会の役割、第10条は特許に関する問題、第19条は研究の報告や照会に関する注意事項、第20条は決算方法の注意事項である。

「人文科学研究要項」と重複する条文においても、表現の相違が認められる。以下、第1条と第2条の条文を比較してみよう。

◆「緊急科学研究費」の「要項」第1条

本研究ハ科学研究動員下ニ於ケル緊急遂行ヲ要スル重要研究課題トシテ、貴学ニ於テ別紙ノ通り担当スルコトニ決定シタルモノナリ

◆「人文科学研究要項」第1条

本研究ハ時局下緊急遂行ヲ要スル重要研究課題トシテ貴学（校、所）ニ於テ担当スルコトニ決定シタルモノナリ

◆「緊急科学研究費」の「要項」第2条

本研究実施ニ当リテハ、貴学ノ全研究力ヲ総合發揮シテ、成果ノ急速発揚ニ努メ、戦力増強ニ資スルモノトス

◆「人文科学研究要項」第2条

本研究実施ニ当リテハ、貴学（校、所）ノ全研究力ヲ総合發揮シテ、成果ノ急速発揚ニ努ムルモノトス⁽¹⁸⁾

第1条では、傍線部からわかるように、「緊急科学研究費」の「要項」において「科学研究動員下」となっている箇所が、「人文科学研究要項」では「時局下」となっている。第2条では、「緊急科学研究費」の「要項」にある「戦力増強ニ資スル」（傍線部）という箇所が、「人文科学研究要項」には記されていない。

以上のような相違は、自然科学を対象とした「緊急科学研究費」がそれまでの科学研究費とは区別して運用されるものであり、「人文科学研究費」と比較して戦力の増強に関する研究がより強く奨励されていることを示す。

しかし、上記のような相違は認められるものの、「人文科学研究要項」は自然科学を対象とした「緊急科学研究費」の「要項」と共通するところも多い。それぞれの要項の構成は、①学内の研究力を総合する体制の構築、②全国的な共同研究課題の設定および、その統括者である研究班長を中心とした共同研究体制の構築、③研究費の運用方法という共通点をもつ。また後掲の表1のように番号を付して共同研究体制を示す点も、「緊急科学研究費」と共通するところである。これらの点をふまえると、「人文科学研究費」と「緊急科学研究費」が、異なる枠

組みで形成された研究体制であるとは言い難い。今後さらなる調査が必要であるが、筆者は「人文科学研究費」も学術研究会議が改組され、文部省の科学動員体制が整備されていく延長線上に創出されたと位置づけることができると考えている⁽¹⁹⁾。

2、「民族性ノ比較研究」と村岡典嗣

昭和18年(1943)12月6日の科学研究動員委員会において自然科学を対象とした「緊急科学研究費」の重要研究課題が選定された後、「人文科学研究費」がどのように創出されていったのかという過程については、現段階では今後の課題とせざるをえない。しかし、先に引用した「人文科学研究ニ依ル研究特別手当支給ニ関スル件」が昭和19年3月13日に起案されていることを考えると、少なくともそれ以前には東北帝国大学法文学部が担当する「人文科学研究費」による研究題目が通達されていたと考えられる。

それでは、東北帝国大学法文学部の担当となった「人文科学研究費」による研究とは、いかなるものであったのであろうか。前節において、筆者は東北大学史料館所蔵の『科学研究費手当書類』の中に、昭和19年3月13日に起案された「人文科学研究ニ依ル研究特別手当支給ニ関スル件」、「人文科学研究ニ依ル研究特別手当支給内規」、「人文科学研究要項」という書類が綴じられていると述べた。この簿冊には、以上の書類とともに、東北帝国大学法文学部の担当となった研究題目・研究担当者・配当額などを記載した手書きの書類が綴じられている。表1は、その書類をもとに作成した東北帝国大学法文学部担当となった研究事項の一覧である。

表1 「人文科学研究費」による研究事項

番号	大題目	小題目	担当者及所属	配当額	備考
502	佛印法制ノ調査研究	佛印法制研究序説	石崎政一郎	1,000	※(東大)宮澤俊義
601	東亜ニ於ケル家族制度	南方ニ於ケル家族制度	中川善之助	600	※(東大)戸田貞三
604	民族性ノ比較研究	日本國民性ノ精神史的研究	村岡 典嗣	1,900	※(東北)村岡典嗣
		經学ニ現レタル支那ノ民族性	武内 義雄	700	
		佛教ニ現レタル印度精神ノ研究	山田 龍城	900	
		佛教文化ノ日本的組織ニ関スル歴史	石津 照爾		
		古代傳説ノ比較研究ヲ通シテ觀タル欧亚人國民性ノ特性	土居 光知	700	
		独逸教育ニ現レタル独逸民族性ノ研究	高橋 里美	900	
中世独逸精神ノ研究	小宮 豊隆				
近代独逸ニ於ケル外國文化攝取ノ性格	村岡 哲				
702	戦時財政ノ研究	英國財政	長谷田泰三	900	※(京大)神戸正雄
706	大東亜建設ニ於ケル農業問題	大東亜農業ノ經營形態	木下 彰	700	※(東大)東畑精一
708	インフレーションノ理論ト實際一戦時物價問題一	第一次欧州大戦後インフレーションノ研究	中村 重夫	700	※(東大)荒木光太郎
504	企業体制ノ研究	有限會社	伊澤 孝平	500	※(東大)田中耕太郎
		企業ニ於ケル自由ト統制	柳瀬 良幹	500	
505	勤勞體制研究	賃金ニ関スル研究	津曲藏之丞	700	※(東大)末弘嚴太郎
		勤勞力ノ保護涵養ニ関スル研究	石崎政一郎	700	

*大題目・小題目の表記は原資料のままである。

*配当額の単位は「円」。

*備考欄の※は研究班長を示す。

*『科学研究費手当関係書類』により作成。

ちなみに京都帝国大学では、3月9日の評議会において「人文科学研究費ニ依ル研究題目（第一次決定ノ分）」という書類が配布されている⁽²⁰⁾。表1にみえる「601 東亜ニ於ケル家族制度」、「702 戦時財政ノ研究」、「706 大東亜ニ於ケル農業問題」、「708 インフレーションノ理論ト実際—戦時物価問題—」は、この評議会配布資料にも記載されていることから、東北帝国大学に通達された研究題目も「第一次決定ノ分」であったと推定することができる⁽²¹⁾。

ここであらためて表1を参照していただきたい。東北帝国大学法文学部の担当として割り当てられた研究題目は8つである。そのうち7つは、東京帝国大学や京都帝国大学の教官が研究班長となった研究題目である。東北帝国大学法文学部の教官が研究班長となった研究題目は1つだけであり、その「大題目」名は「民族性ノ比較研究」であった。この研究題目は、先に引用した『河北新報』（昭和19年2月3日）にみられる「東北帝大法文学部が世界各国の民族性の比較研究に着手する」という記事と呼応する。

ここで注目したいのは、この「民族性ノ比較研究」の研究班長が村岡典嗣であること、さらに彼の担当する「小題目」のタイトルが「日本国民性ノ精神史的研究」であったということである⁽²²⁾。すなわち、村岡の担当する「小題目」と『著作集』第5巻に収録されたノートのタイトルが同一なのである。

ここで村岡の執筆した「日本国民性ノ精神史的研究」に目を向けてみたい。本ノートの冒頭は「序言 問題の意義と目的及び本研究の任務」というタイトルではじまっている。そこで、村岡は以下のように述べている。

日本民族に対して日本国民と言ふのは、あへて民族の語をさけたのではない。けだし民族の語は同種文化を保持し発展せしめる血族的団体として世界に存在する相応に大なる社会的存在を意味するものと解すべく、そは国民といふに対して幾分広義に用ゐられるものであるが、少くともわが日本の場合に於いては、之を全く同義異語に考へて差支へない。〔中略〕かくて、日本国民性はやがて日本民族性であり、その意味するところはやがて日本の国民即ち民族の、世界の諸他の民族に対して有する特性如何といふのが吾人の問題である。⁽²³⁾

村岡は「国民」と「民族」という言葉の語義から説き起こし、日本の国民（＝民族）が世界の他の民族に対して有する特性とは何かという問題を設定する。さらにこうした研究を遂行する上での困難さについて、「一つにはかかる研究が事実上大体に於いて未開拓であるといふこと」、「第二には本質的には自己を知るといふ事の困難」さに言及し⁽²⁴⁾、第3点として以下のように述べている。

第三にこの種の研究の為には、他の諸文化国の国民性や、民族性又国民精神や民族精神との比較といふ事が必要かくべからざる事情である。各文化国に於けるそれらの研究は、すでにいづれも相応に困難なる問題である。それらの或程度の成績をまつて後、更に新たに比較研究といふ問題が提出される。而してそれら各文化国に於ける問題はもとより各国の学者の研究の業績を参考せざるべからざるは言ふをまたないが、もとより単にそれらに盲従する事は出来ず、吾人の立場からして改めて試みられなければならぬ余地が十分に存在する。⁽²⁵⁾

国民性の研究のためには、他国の国民性・民族性・国民精神・民族精神との比較研究が必要不可欠であるが、各国の国民性・民族性などに関する研究自体が難しさを包含している。比較

研究を行うためには、各国の国民性・民族性の研究を参考とする必要があるが、単にそれらの研究成果に盲従することはできず、自らの研究的立場から吟味し直さねばならないという点で、国民性の研究の難しさを村岡は説いている。

以上の序言の箇所では注意したいのは、村岡は本研究の課題が日本の国民性・民族性の探究にあり、そのためには諸外国との比較研究が必要であると述べている点である。さらに「日本国民性の精神史的意義の研究の目的」が「真相真義の闡明發揮に外ならぬ」と述べつつ、「特に目的としてこの自明の点を高調すべき所以は、實際上その必要が存するからに外ならぬ。けだし時恰かも現下の如き非常時局に際して、国家的戦争の勝利の為、国民士気の高揚の最大の緊急事たることは言ふまでもない」と⁽²⁶⁾、時局における重要な研究であることを強調している。

ここまでみてきた序言に散りばめられたキーワード、すなわち「国民性」「民族性」「比較研究」「非常時局」などの語は、「人文科学研究費」の共同研究として村岡が研究班長となった「民族性ノ比較研究」、その中で彼が担当する「小題目」の「日本国民性ノ精神史的研究」、また「人文科学研究要項」第1条に記された研究目的の「時局下緊急遂行ヲ要スル重要研究課題」と響き合う。さらに第5条には、「研究終了シタルトキハ速ニ其ノ研究全業績ヲ纏メ（文部省 人文科学研究報告書）トシテ文部省ニ提出スルコト」と、研究終了後に全ての業績を報告書としてまとめ、文部省に提出することが定められていた。

以上のことをふまえると、本ノートの冒頭に記された「日本国民性ノ精神史的研究 昭和廿年四月八日起稿（東北帝国大学法文学部ノ講義ニモ用キル）」の意味するところは、「時局下」において緊急に実施すべき重要な研究課題として東北帝国大学法文学部が担当することとなった「人文科学研究費」による「民族性ノ比較研究」のうち、村岡自身が担当する「日本国民性ノ精神史的研究」に関する研究成果をまとめたものであり、それを東北帝国大学法文学部の講義にも使用するということであつたと考えられる。すなわち、本ノートの第一義的な目的は学生への「講義」ではなく、文部省の「人文科学研究費」による共同研究の成果を記すものであつたといえよう。

大学における講義ノートというだけでなく、本来は文部省・学術研究会議が主導する「人文科学研究費」による成果をまとめるという意図をもって「日本国民性ノ精神史的研究」が書かれたと考えると、結論部に記された以下のような時の為政者の独善性を批判する発言もいっそう重みを増してくるのではなかろうか。

もし国家の存亡にかかはるといふ如き重大な時にある国家が際会したとするその時に、その国の施政家たるものにしてもとより自ら誠心誠意、国家の為に事を量つたと信ずるにしても、それが主観的独善的で客観的考慮を欠き、又ひろく衆意を参照する事なく、即ちよく科学的に徹した研究を経ずして事を行ひ、その結果或は事実の真相をかくして国民に知らしめず、或は言論を封じて討議の余地なからしめたとする。而してその結果として施政者その人の予想しえなかつた誤算や失敗が来たされた如き事がありとする。かかる場合に於いてはその原因は主として所謂主観的独善的に存したことは疑ひえない。⁽²⁷⁾

結びにかえて

本稿は、村岡典嗣の執筆した「日本国民性ノ精神史的研究」というノートに注目し、村岡を取り巻く研究環境の一端を明らかにすることを試みてきた。その結果、学術研究会議の主導する「人文科学研究費」による研究事項が昭和19年（1944）3月以前に決定され、村岡は研究班長として「民族性ノ比較研究」という研究を取りまとめる立場にあったことが明らかになった。この共同研究の中で、村岡の担当した研究題目が「日本国民性ノ精神史的研究」であった。このような村岡を取り巻く研究環境をふまえると、『著作集』第5巻に収録された「日本国民性ノ精神史的研究」という資料は、大学の講義を第一目的として作成されたのではなく、上述の共同研究の成果として執筆されたと考えることが妥当である。昭和19年から昭和20年にかけて、村岡は「人文科学研究費」という国家レベルからの研究要請と向き合いながら、研究を進めるといった状況に置かれていたのである。

村岡が研究班長をつとめた「民族性ノ比較研究」という共同研究を検討することは、当時の東北帝国大学法文学部内における共同研究、さらには全国的規模で遂行された人文科学の共同研究の実態を明らかにすることへつながっていく。各大学はいかなる研究を担当し、またそれらはどのように関わりあっていたのか⁽²⁸⁾。そして、そこで積み重ねられた研究成果は戦後の研究にどのような影響を与えたのか。戦時下における人文科学の共同研究の形成とその実態、および戦後への影響という今後の課題を見据えつつ、ひとまず稿を終えることとしたい。

付記

- ・資料の引用に際しては、適宜句読点を付し、旧字体を通行の字体にあらためた。
- ・本稿の執筆に際し、学術研究会議の主導する共同研究に関する諸論文や資料に関し、吉葉恭行氏（東北大学史料館協力研究員）に多くの助言を賜った。あらためて謝意を表したい。
- ・本稿は、科研費・基盤研究（C）「戦時下の帝国大学における研究体制の形成過程とその実態に関する研究」（研究代表者：吉葉恭行）による成果の一部である。

註

- (1) 『著作集』第5巻・383頁～384頁（創文社、1962年）。なお、ノート原本は東北大学史料館所蔵の「村岡典嗣文書」に残っている。
- (2) 例えば、昭和13年度の講義ノート「日本（倫理）思想史上の諸問題」のはじめのページには、「日本（倫理）思想史上ノ諸問題 昭和十三年度 東北帝国大学特殊講義 日本思想史上ノ諸問題トシテ 東京帝国大学特殊講義 日本倫理思想史上ノ諸問題トシテ」と書かれており、さらに同じページに「東北帝国大学 四月廿七日（水）開講 東京帝国大学 四月三十日（土）開講」と記されている。また昭和17年度の講義ノートである「近世国体思想史」には、はじめのページに「近世国体思想史 昭和十七年四月九日開講 東京文科大学 東京帝国大学法学部」と書かれている。このように村岡の講義ノートには複数の大学でなされた講義である場合、大学名が併記されているのが通例である。
- (3) 村岡の日本思想史学に関する主な研究としては、梅沢伊勢三「村岡典嗣教授における思想史の方法—特に価値観と歴史叙述の関連について」（『日本思想史学』6、1974年）、新保祐司『日本思想史骨』（構想社、1994年）、玉懸博之「村岡典嗣」（『20世紀の歴史家たち2 日本編下』、刀水書房、1999年）、田尻裕

- 一郎「村岡典嗣と平泉澄一垂加神道の理解をめぐる一」(『東海大学文学部紀要』74、2000年)、畑中健二「村岡典嗣の国体論」(『季刊日本思想史』63、2003年)、高橋禎雄「村岡典嗣著増訂版『本居宣長』をめぐる二、三の問題—昭和2年自筆原稿の分析を中心に」(『近代史料研究』5、2005年)、昆野伸幸「村岡典嗣の中世思想史研究」(『季刊日本思想史』74、2009年)等がある。
- (4) 村岡の伝記研究に、池上隆史「村岡典嗣年譜(1)～(4)」(『日本思想史研究』34・35・37・38、2002年・2003年・2005年・2006年)、「村岡典嗣年譜—東北帝国大学文化史学第一講座着任から日本思想史学会成立まで—(上)(下)」(『年報日本思想史』2・3、2003年・2004年)がある。また村岡の参照・蒐集した書籍をめぐる研究に、高橋章則「村岡典嗣の「文学学」と聚書」(『季刊日本思想史』63、2003年)がある。
- (5) こうした研究の一環として、筆者は村岡が附属図書館長として学内行政に携わった側面に注目し、東北帝国大学内において「定年制」が制定されていく過程と村岡の関わりについて論じたことがある(拙稿「村岡典嗣「停年制疑義」について」、『東北大学史料館紀要』4、2009年)。
- (6) 以下、学術研究会議の改組と科学動員体制の整備に関しては、青木洋「第二次世界大戦中の科学動員と学術研究会議の研究班」(『社会経済史学』72-3、2006年)、同「学術研究会議の共同研究活動と科学動員の終局—戦中から戦後へ—」(『科学技術史』10、2007年)の成果に依拠している。
- (7) 『学術研究会議官制』(勅令第297号、大正9年8月25日)
- (8) 『評議会議事録』昭和18年9月2日(東北大学史料館蔵)
- (9) 同上
- (10) 同上
- (11) 同上
- (12) 『東北帝国大学一覧』昭和18年度(東北大学史料館蔵)。なお、東北帝国大学科学研究協議会については、9月23日に行われた卒業式における熊谷岱藏総長の告辞中にも「然シマタ既設ノ研究施設ヲ総動員シテ、戦時下国家ノ要請スル科学研究ニソノ総力ヲ結集シ以テ研究成果ノ飛躍的向上ヲ図ルコトハ更ニ重要ナ問題デアリマス。政府ハサキニ「科学研究緊急整備方策要綱」ヲ決定シ、科学技術動員ノ一環トシテ大学其他ノ科学研究機関ニ於ケル研究力ヲ大東亜戦争完遂、戦力増強ノ絶対目標ニ集中整備スル方針ヲ明ラカニ致シタノデアリマスルガ、本学ニオキマシテハ政府ノコノ方針ニ即応致シマシテ、コレガ急速ナル具体化ヲ図ルタメニ直チニ東北帝国大学科学研究協議会ヲ組織シ、本学教授ノ全陣容ト既設ノ全施設トヲ挙ゲテ之ヲ戦力増強ノ一点ニ集中シ、本学ニ於ケル科学研究ノ総力ヲ最高度ニ発揮スルト共ニ研究ノ総合的促進ヲ図リ科学報國ノ一途ニ邁進致シテ居ル次第デアリマス」(『学報』第286号、昭和18年10月)とみえる。また『河北新報』(昭和18年9月8日)には、「研究協議会設立 東北大、戦争科学へ総力」と大見出しの記事で報じられている。
- (13) 青木洋氏は東京帝国大学に「科学研究動員委員会」が組織され、9月6日に第1回の会合が開催され、大阪帝国大学ではすでに5月の段階で「戦時科学報国会」が組織されていたと指摘している(青木注6前掲論文「第二次世界大戦中の科学動員と学術研究会議の研究班」)。なお、京都帝国大学、名古屋帝国大学の対応に関しては、本号掲載の吉葉恭行「戦時科学技術動員下の東北帝国大学—大久保準三文書を手掛かりとして—」を参照されたい。
- (14) 『科学研究手当関係書類』(東北大学史料館蔵)。なお、12月17日付の文部省科学局長からの通達以降、東北帝国大学における自然科学を対象とした「緊急科学研究費」に関しては、吉葉注(13)前掲論文を参照。
- (15) 『科学研究手当関係書類』(東北大学史料館蔵)
- (16) 同上
- (17) 同上
- (18) 同上
- (19) 戦前における人文・社会科学に関する研究として、駒込武・川村肇・奈須恵子編『戦時下学問の体制と動員—日本諸学振興委員会の研究』(東京大学出版会、2011年)がある。本書は文部省思想局(のちに教学局)管轄下の日本諸学振興委員会の設立と他の組織との関係、当委員会が開催した学会の検討などを通して、戦前期の人文・社会科学の全体像の描出を目指した労作である。この書の第I部第5章「人文科学の研究動員」において、学術研究会議の「人文科学研究費」について言及されている。本稿と関わるのところでは、昭和18年8月25日の「科学研究の緊急整備方策要綱」の閣議決定以降、学

術研究会議の中に人文科学研究部門が設置されるという指摘、法学関係の会員候補者と任命者の検討がなされている点が重要である。しかし、本書の課題が日本諸学振興委員会の検討にあるため、学術研究会議による人文科学分野への研究助成の具体相（研究題目の決定と各帝国大学への通達過程、研究題目と研究班長・研究分担者の全容、研究内容の分析）については、割愛されている。本書の成果をふまえて、学術研究会議の人文科学分野への研究助成について検討していくことが今後の課題として残されている。

- (20) 京都帝国大学『評議会関係書類』昭和十九年（京都大学大学文書館蔵）
- (21) 青木洋氏は学術研究会議の研究班による共同研究活動について、「1945年度より人文科学系の研究班も組織された」と指摘しつつ、その概略を省略されている（注6前掲論文「学術研究会議の共同研究活動と科学動員の終局一戦中から戦後へ」）。しかし、前節述べた通り、本稿で紹介した「人文科学研究費」による研究は、「人文科学研究要項」第3条では「全国的共同研究課題ニ在リテハ研究班長ヲ中心トシテ各担当者間ノ連絡ノ密ニシ研究協力ノ実ヲ擧グル様努ムベキモノトス」と、全国的な共同研究課題については「研究班長」が定められており、自然科学を対象とした「緊急科学研究費」と同様に研究題目には番号が付され、研究班と見なしうる組織が形成されている。こうした組織と青木氏が指摘する昭和20年度に組織された「人文科学系の研究班」との共通性と差異を検証し、学術研究会議が主導する人文科学の共同研究の形成過程とその実態について再検討する必要がある。
- (22) なお、表1にみえる村岡の「日本国民性ノ精神史的研究」への配当額は「1,900」（円）であるが、表1作成のもととなった資料中には赤字で増額分が記されている小題目もある。村岡の「日本国民性ノ精神史的研究」には増額分として「900」と記されており、合計「2,800」（円）が配当されたと推定される。他の小題目は増額分をあわせて「500～1,450」（円）であり、およそ2倍～5倍以上の研究費が、村岡の担当する小題目に配当されていたことがわかる。
- (23) 『著作集』第5巻・5頁（創文社、1962年）
- (24) 同・9頁
- (25) 同・9頁～10頁
- (26) 同・7頁
- (27) 同・69頁
- (28) 本稿ではふれることができなかったが、東北大学史料館に所蔵されている「村岡典嗣文書」には、「民族性ノ比較研究」に関する研究報告や研究の進捗状況を記した資料群が残されている。この中には、前掲表1にみえる土居光知、山田龍城、石津照爾、高橋里美と細谷恒夫、村岡哲らの研究報告に関する資料が残されている。加えて、東京帝国大学文学部英文科を卒業し、東京帝国大学・東京商科大学等に所属していた教官グループによるイギリス・アメリカの民族性に関する研究、東京帝国大学教育学部の研究グループによる芸道を通して日本の民族性を検討する研究、国学院大学学長で神道研究者の河野省三による神社の思想的・習俗的研究の研究報告書も現存する。以上の資料は、「民族性ノ比較研究」による研究成果の全体像を示すとともに、この研究班が全国的規模で展開された共同研究であったことを物語っている。